

鳥取県庁売店事業者評価要領

1. 内容

県庁舎の一部を定期賃貸借契約により借受ける事業者を募集し、県庁及び周辺公共施設来場者等の利便設備として、売店の運営サービスの実施について、企画提案してもらい、最適な提案者に当該施設を貸し付ける。

2. 評価方法

それぞれの審査委員（4名）が下記の評価基準で個別に採点し（100点満点）、その点数の合計点（400点満点）の高い者から順位を付けるものとする。

なお、合計点と同じ提案者が複数あった場合は、審査委員長が順位を決定する。

評価基準

評価項目	評価の視点	配点
経営状況	<ul style="list-style-type: none">・経営状況が安定しているか。・売店事業の実績が十分であり、県庁内で運営する能力を備えているか。	15点
運営方針	<ul style="list-style-type: none">・公共施設内の売店として適切か。・安全管理、事故防止体制は適切か。・食品衛生管理、製品安全管理は適切か。・廃棄物の処理計画、清掃の計画は適切か。	20点
販売品目及び営業品目	<ul style="list-style-type: none">・利用者ニーズに即した商品、サービスの提供となっているか。・品数は十分か。・県産品の販路拡大、地産地消の取組への協力はどうか。	20点
価格設定	<ul style="list-style-type: none">・利用者が納得する価格設定となっているか。	15点
営業時間及び従業員の配置体制	<ul style="list-style-type: none">・営業時間の設定は適切か。・効率的な人員配置となっているか。・利用者からの要望や苦情への対応方法はどうか。	15点
その他	<ul style="list-style-type: none">・環境に配慮した取組はどうか。・災害時の協力体制はどうか。・県事業への協力状況はどうか。・社会貢献活動の取組状況はどうか。・その他優位性のあるもの、強みとなる取組はあるか。	15点
計		100点